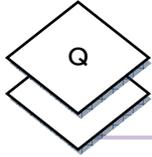




労働相談Q & Aで解決！

労働条件の変更



求人広告に掲載されていた勤務時間と異なる時間で働くよう求められ困っています。

A 契約書や労働条件通知書が求人広告どおりであるか確認してください。契約締結の際に明示された労働条件が事実と異なる場合には、合意した内容を守るよう会社に求めてください。その他、労働契約を解除することもできます。

解説はこちら

- 雇用之际、契約書や労働条件通知書がなく、求人広告の募集に応じて働きはじめた場合、求人広告に掲載されていた労働条件が、そのまま雇用契約の内容になると考えられます。ただ一般的には求人広告に掲載されている勤務時間はある程度の幅を持たせたものであることが多く、その場合、実際に個々の労働者に適用される具体的な勤務時間は、採用時に示される契約書などにより決定されることとなります。
- 労働者と会社は、労働契約を遵守し、誠実にその内容を実施する義務があり、勝手に変更することはできません。
- 採用時に合意した勤務時間と異なる勤務時間での勤務を求めることは、労働条件の変更の申出に当たります。労働契約法では、労働者及び会社は、合意により、労働条件を変更することができるかとされています（労働契約法第8条）。
- また、労働基準法では、労働契約の締結の際に明示された労働条件が事実と相違する場合、労働者は即時に労働契約を解除することができるかとされています（労働基準法第15条第2項）。

どうすれば？

- 募集広告、雇用契約書、就業規則等の資料を準備しましょう。
- 雇用契約締結時の労働条件を確認しましょう。
- 会社から要望のあった勤務時間の変更のうち、同意できるものと同意できないものを検討しましょう。
- 会社にああなたの希望を伝え、回答を求めましょう。会社の回答に納得できない場合は、変更契約書などの書面に署名、捺印する必要はありません。
- 働き始めてすぐに相違を発見した場合、発見から相当期間内であれば、労働契約を一方

的に解除することができます。

- 自主的な解決が難しい場合は、労働委員会、労働局、労働基準監督署に相談しましょう。

お問い合わせ

- 山梨県労働委員会事務局

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁北別館3階

電話 055 (223) 1827

相談時間 8:30~17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)

URL <https://www.yamanashi.lg.jp/roudou-iin/>

- 山梨労働局総合労働相談コーナー

山梨労働局雇用環境・均等室内

電話 055 (225) 2851

甲府労働基準監督署内 (管轄区域: 都留及び鯉沢労働基準監督署管轄以外の地域)

電話 055 (224) 5620

都留労働基準監督署内 (管轄区域: 都留市、大月市、上野原市、富士吉田市、南都留郡、北都留郡)

電話 0554 (43) 2195

鯉沢労働基準監督署内 (管轄区域: 南巨摩郡、西八代郡)

電話 0556 (22) 3181